



子育て世帯訪問支援事業

1.事業概要

野々市市内に住所を有する、家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の自宅をヘルパーが訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、日常的に行う家事・育児などの支援をするものです。

2.訪問支援の内容

- | | |
|--------------------|--|
| (1) 家事支援 | ア 食事の準備や片付け、洗濯、掃除
イ 生活必需品の買い物 |
| (2) 育児・養育支援 | ア 授乳や食事の世話
イ おむつ交換や衣服の着脱
ウ 入浴(もく浴を含む)の補助
エ 外出時の付き添い
オ こどもの世話 |
| (3) その他市長が必要と認める支援 | |



3.利用料金

世帯の区分	利用者負担額 最初の1時間	利用者負担額 以降30分毎
① 生活保護世帯	無料	無料
② 市民税非課税世帯	無料	無料
③ 市民税所得割課税額 77,101円未満の世帯	300円	150円
④ 上記以外の世帯	700円	350円

4.派遣時間及び時間帯

原則、午前8時30分から午後5時まで(訪問介護事業所の休業日を除く)です。

1日当たり4時間を限度とします。

原則、年間48時間未満とします。妊婦の場合は40時間を上限とします。

5.申請及び問い合わせ

野々市市こども家庭センター

野々市市本町三丁目2番22号(子育てステーション内)

電話 076-248-1601



利用までの流れ



- ① 事前相談 野々市市こども家庭センターにご相談ください。
- ② 申請 事前相談ののち、「野々市市子育て世帯訪問支援事業利用申請書」を記入し、野々市市こども家庭センターへ申請してください。
- ③ 自宅訪問 野々市市こども家庭センター、健康推進課等支援に必要な職員が自宅へ訪問し、ご家庭の状況を確認します。
- ④ 決定 野々市市子育て世帯訪問支援事業利用決定(却下)通知書を発送します。決定した支援内容や自己負担額が記載されるので、確認してください。
- ⑤ 実施 利用料や実費負担分(買い物の代金等)は訪問介護事業所が指定する方法で、直接お支払いください。

注意事項



- ・ 別途定める時間までに連絡せずにキャンセルした場合は、訪問介護事業所が定めるキャンセル料がかかります。
- ・ 車でお宅へ訪問します。1台分の駐車スペースのご準備をお願いします。

【訪問できないお宅】

- ・ 留守宅あるいは保護者不在の乳幼児のみのお宅
- ・ 感染症の可能性のある方が家庭にいる場合

【実施できない支援内容】

- ・ 一般家庭の日常生活で行われる範囲を超える家事援助
- ・ ヘルパーが運転する車に同乗したり、保護者が運転する車にヘルパーが同乗すること

※ご家庭の状況によって、行うことのできる支援が異なります。ご相談ください。

